

令和 8 年度柳川市社会福祉法人指導監査方針

柳川市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成 25 年柳川市告示第 49 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度指導監査の基本方針を次のとおり定める。

1 基本方針

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 5 6 条第 1 項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

本年度の一般監査では、社会福祉法人制度改革を踏まえて見直された「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」に基づき、社会福祉法人の運営が適正に行われているか確認する。

また、適正な会計処理の執行状況や前回の指導監査における指摘事項の改善状況も確認する。また、短期間に解決が困難な事案にあつては、年次改善計画の作成を指導するなど、継続的な指導を行う。

2 指導監査重点項目

（1）適正な社会福祉法人運営の確保

ア 評議員、理事及び監事の欠格事由等の確認

- ・評議員、理事及び監事の改選について、社会福祉法、同法施行規則及び定款に定められた手続きを経て選任しているか、欠格事由に該当する者がいないか
- ・役員については、資格要件を満たした者が選任されているか

イ 理事会及び評議員会

- ・理事会、評議員会が定款及び法律の定めに従い、適正に行われているか
- ・議事録が適切に記録、保存されているか

ウ 暴力団排除の徹底

- ・法人運営等における暴力団排除の徹底が図られているか

（2）会計処理の適正化

ア 会計処理

社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）に基づき、社会福祉法人の会計処理が適正に行われているか。

イ 内部牽制

会計処理、現金管理に関する内部牽制体制は確立されているか。

(3) 前回の指摘事項の改善状況の確認

前回、市が指導監査で指摘した事項において改善できているか確認する。改善が確認できない場合は、改善ができない理由や原因を究明し、改善の見込みを確認する。

3 指導監査実施計画

柳川市社会福祉法人指導監査実施要綱第4条第5項第1号の規定に基づき、令和8年度指導監査実施計画を次のとおり定める。

(1) 監査対象法人 5法人

法人名称	実施予定日	監査担当課
社会福祉法人たからばこ	令和8年11月19日	福祉課
社会福祉法人瑞彰福祉会	令和8年10月 1日	子育て支援課
社会福祉法人願生舎	令和8年10月22日	
社会福祉法人正光会	令和8年11月17日	
社会福祉法人知新福祉会	未定	

◎令和9年度監査対象法人7法人（予定）

社会福祉法人学正会、社会福祉法人光喜会、社会福祉法人久寿会、
社会福祉法人大和福祉会、社会福祉法人遊和福祉会、
社会福祉法人海静福祉会、社会福祉法人三和福祉会

(2) 実施方法等

- ア 対象法人に対して、概ね2か月前までに通知
- イ 事前資料の提出（監査日の概ね20日前まで）
- ウ 社会福祉法人事務所にて実地監査

(3) 監査結果

各対象法人の監査実施後、2～3週間を目途に監査結果の通知を行い、通知後1か月を目途に改善報告書の提出を求める。